

7月の行政相談
4日・11日・18日・25日の四回(毎週水曜日)の午後一時から五時まで。市役所一階市民相談室で行政管理局委員の行政相談員が担当します。お気軽にどうぞ。



交通公園で自転車の正しい乗りかたを学ぶ子どもたち。(西片貝町のこども公園)

楽しさいっぱい

こども公園

ルール学ぶ「交通公園」

○：昭和四十四年十月一日、西片貝町東部バイパスわきに誕生した「前橋こども公園」。総面積三・六四ヘクタール、坪にすると約一万一千八百坪。西の前橋公園、敷島公園とならんで東にも公園を——という要望で、子どもを中心とした公園が市の総合整備計画のひとつとして実現したもの。

○：開園から二年八か月。延べ七十万人をこえる利用者があり、特に「児童文化センター」の各種行事は、いつも満員盛況。

○：利用した市民や子どもたちの間から「プラネタリウムの星がきれいだった」「交通公園でゴーカートをふつとはすときは爽快! 交通ルールもおぼえられる」「緑がいっぱいの樹林と広場で、楽しい時間が過ごせた」と、なかなか好評。

○：町にはならんしている自動車。道路ひとつを渡るにも、危険がいっぱいのこのころ。とくに子どもたちには、毎日の通学があり登下校時の事故も多く、子をもつ父兄も頭の痛いところ。——こうした子どもたちの事故を、少しでもなくそう……と「交通公園」では交通ルールを身をもって学ばせています。自転車の正しい乗りかたの訓練もそのひとつ。楽しさと、きびしさを織り交ぜた訓練のなかから、子どもたちは自分自身を守るルールを学びとっていきま

○ として保存しておいてください。いつかまた お役にたつことと思います



広報手帳

富士見の電話がダイヤル式に。前橋市と隣接している富士見村の電話が六月二十八日からダイヤル式になり、市外局番1加入者番号をダイヤル(0272881XXXX)すれば、直通で加入者へつながります。通話料金は従前どおり3分ごと7円、公衆電話からは10円。ダイヤル式で加入者は急増、来年三月までには二千戸に増える見込み。なお、赤城山大洞地区への通話は今までどおり前橋31局一五二一(ダイヤル)を(前橋電報電話局)。

昭和48年度派米農業研修生募集。日米両国政府の援助のもと、日本の農業青年をアメリカに派遣し、学習と農業実習を二か年間学び、帰国後は自らの農業に積極的に取り組みさせるため、全国から二百人を募集するものです。応募資格は48年3月末までに高校卒業またはそれ以上の学校を卒業している人で、現に農業に従事、将来とも農業経営に当らうとする人のうち、昭和22年7月1日から30年6月30日までに生まれた独身男子。募集締切日は7月14日(書類を県へ20日までに提出のため)。申込書、健康診断書、戸籍抄本などが必要ですが、応募についての詳細をお問い合わせは市役所農政課(電話24局一〇一内線三六一)へ。

公害防止管理者資格認定講習会。①大気関係公害防止管理者講習が8月28・29・31日の三日間。②水質関係公害防止管理者講習が8月21・22・23日の三日間。いずれも県民会館で各二百名を対象に行なわれます。受講申込みは7月20日までに県庁内公害課へ。申込料は千五百円。申込用紙は市役所公害交通課(電話24局一〇一内線二七六)に用意してあります。くわしい問い合わせも同課へ。

粕川村誌が刊行。前橋広域市町村圏のなかのひとつ、お隣の粕川村で村誌が刊行され、頒付申込みを受け付けています。A五判上製、両入千三百ページで予約価格は二千五百円(郵送の場合は外に郵送料三百五十円)申込みは粕川村役場総務課(電話〇二七二八五粕川局二・六八)へどうぞ。

人権擁護委員の発令。日吉町三丁目十四、池木やよひさんは、このたび六月一日付をもって法務大臣から人権擁護委員を委嘱する旨発令されました。

市民の茶席。七月の例会は十五日(日)午前十時から三時まで。中央公民館茶室。参加無料。今月の茶席当番は前橋茶道会の徳江宗恭さん八月の例会は十五日当番は鈴木宗和さん。

国保税率の改正 13.5%増に

し尿収集手数料改正条例は 会期延長して慎重審議

六月定例市議会中間報告

20 議案・報告 2 件を可決承認

昭和四十八年第二回定例市議会は、当初、六月十一日から十五日まで会期五日間の予定で開会され、議案二十一件、報告二件が上程されました。この議会で最も重要な案件として提案され、論議の中心となったのは「国保税の税率改正」と「し尿処理手数料の改正」です。五日間の会期のなかで審議の結果「国保税の税率改正」と「し尿処理手数料の改正」はそれぞれ可決・承認されました。「し尿収集手数料の改正」については更に慎重審議の必要があるということから、会期を八月十日まで延長、清掃条例特別委員会を設け審議を行なうことになりました。なお、この議会で、さきの報酬審議会の答申に基づく「議員報酬・特別職給与等の改正」案も提出され、原案どおり可決されました。可決議案の詳細については、条例施行のつど広報紙に掲載いたしますのでご覧ください。



熱心な審議が続けられた市議会本会議場。

は別表のように改訂されました。なぜ国保税率をこのように引き上げなければならぬかといえます。最大の理由は国保会計の九二パーセントを占める医療費が増加するからです。医療費は毎年一五・五パーセントにも上る自然増加をみせています。これに加えて、昭和四十六年十月から老人医療費が、更に四十八年一月から乳児医療費が無料化され、このふたつの医療費の無料化がことしから平年度化されました。このため受診の機会も多くなり、それだけみなさんの健康保持がはかれることになったわけですが、

しかし、医療費の自然増や受診回数が増加によって、必然的に医療費の増、ひいては国保負担分の増加が余儀なくされてきているわけです。ところで、被保険者のみなさんが医療機関で診察を受けたとき、国保被保険者は三割、他の健康保険法等の被扶養者は五割を、「一部負担金」として医療機関の窓口に支払うことになっています。こ

国保税率の改正

主因は医療費の増加

市民のみなさんにとって関心の深い保険税率は、前年度より平均して一三・五パーセントの引き上げになりました。その結果、税率

の無料化の実施によって、老人・乳児については「現物給付方式」になったため、直接個人で窓口を支払う必要はなくなり、医療機関から市に医療費の請求があると、市はこれを国保会計とは別の児童福祉費・老人福祉費のなかから支出することになります。この額は本年度三億九千二百八十万円にのぼります。

一般会計から繰入金

国保事業の運営は、金のかかる給付面はより充実させ、逆に財源

このようなことから、国民健康保険自体の医療費支出も増加し、本年度の医療費総額は十八億一千九百万円、二九パーセント増と予想されるわけです。

止むを得ず税率改正を
本年度の国保会計へは、この議会で追加補正した一千万円を加えて、五千五百万円を一般会計から繰り入れました。そのほか歳入予算を再検討して、充当できる財源はすべて補正し、みなさんからの負担の軽減につとめました。それでもなお医療費増加に対応する財源を確保することが困難です。このため、やむを得ず一三・五パーセントの税率アップをする結果

区分	摘要	新税率	前年度の税率
所得税	課税所得の	3.3 100	2.95 100
資産割	固定資産税の	20 100	18 100
均等割	被保険者1人当り	1,320円	1,210円
平等割	1世帯当り	2,400円	2,200円

項目	48年度	47年度	比較
予算総額	19億7,190万円	16億8,180万円	2億9,010万円
医療費	18億1,900万円	15億3,880万円	2億8,020万円
国の助成金	10億3,000万円	8億6,900万円	1億6,100万円
一般会計から繰入金	5,500万円	4,500万円	1,000万円
国保課税総額	6億9,590万円	5億5,500万円	1億4,090万円
医療費に占める割合	38%	36%	

提出議案のあらまし

①昭和48年度前橋市一般会計補正予算(国保特別会計へ繰入金一千万円を追加したもの) ②昭和48年度前橋市国民健康保険特別会計補正予算(一般会計から一千万円の繰入金をして、国保会計に補てんするもの。詳細は上の記事中にあります) ③前橋市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正(報酬審議会の答申に基づくもので、議長月額二十二万円(十七万円)、副議長月額二十万円(十五万円)、議員月額十八万円(十四万円)に改正したもの。カクコ内は改正前の額) ④前橋市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の改正(農業委員・公平委員・運営委員・社会教育委員等各種委員の報酬等をそれぞれ適正額に改正したもの) ⑤前橋市監査委員の諸給与と条例の改正(監査委員の給与を月額四万二千元(知識経験者選出)月額一万二千元(議員選出)に改正したもの) ⑥前橋市特別職の職員の給与に関する条例の改正(職

酬審議会の答申に基づくもので、市長月額三十八万円(三十万円) 助役月額三十二万円(二十五万円) 収入役月額二十七万円(二十一万円) 水道事業管理者二十七万円以内(二十一万円)に改正したもの。カクコ内は改正前の額) ⑦前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正(国民の祝日を休日としたもの) ⑧前橋市職員等の旅費に関する条例の制定(職員の出張実情等にかんがみ、日当・宿泊料を増額したもの) ⑨前橋市一般職の職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正(国民の祝日に関する法律の改正に伴うもの) ⑩前橋市国民健康保険税率の改正(医療費の増加に対処するため保険税率を改正したもの。詳細は上記のアップ率のとおり) ⑪前橋市廃棄物の処理および清掃に関する条例の改正(し尿処理手数料を一般家庭月一回収集一人に付月額八十五円を百五十円に、月一回以上収集を二回目から一世帯八十八円を百円に、一回の収集量三十六リットルまでごとに七十円を九十円に、特別料金の加算を五十円から百円にそれぞれ改正し、よとするもの。会期を延長して慎重審議となったもの) ⑫前橋市教育委員会委員および教育長の諸給与と条例の改正(報酬審議会の答申に基づくもので、委員長月額三万八千円(三万円)、委員月額三万三千元(四千元)、教育長月額二十七万円以内(二十一万円)に改正したもの) ⑬前橋市立学校設置条例の改正(南部土地改良事業に伴う上川淵小の所在地変更) ⑭前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正(消防団員の報酬額を改正したもの) ⑮前橋市消防団員等公務災害補償条例の改正(団員等の公務災害の補償基礎額を引き上げたもの) ⑯前橋市火災予防条例の改正(最近の災害発生事例・消防関係法令の改正によるもの) ⑰市の区域内の町および市区の変更に(新井町の飛び地の一部を二之宮町に) ⑱市の区域内の町および市区の変更に(荒子町・東大室町・西大室町の一部を市道に) ⑲市道線の廃止(県道昇格による八か所) ⑳固定資産評価委員の選任(人事異動により奈良三郎資産課長の選任によるもの)

□報告事項 ①前橋市市税条例の改正の専決処分(別記) ②昭和47年度前橋市繰越明許費繰越計算書(前橋市史第二巻印刷に伴うもの)

税の窓

国の「地方税法」の一部改正に伴って市民のみならず関係の深い「市税条例」の改正が行なわれ特に「固定資産税」についていくつかの改正がされました。

従来、固定資産税関係では、宅地等については、土地ごとの評価額アップの割合に応じ、その年度の一定割合(一割四割)の増加におさえるという「負担調整措置」がとられてきました。今回の改正で、この措置を撤廃、固定資産税本来のあり方にもどり、基本的に「評価額に基づいて課税する」ということに改められました。

しかし、今までの「負担調整措置」を、ただちに撤廃して課税することは、税の大幅アップとなり市民生活に大きな影響をおよぼすこととなります。

このため、従来の「負担調整措置」をベースとして、本年度から

非住宅用地の固定資産税の算定方法(例)

①個人分 (昭和48年度以降)

年度	評価額に基づく税額(A)	宅地等負担調整税額(48年)(B)	(A)-(B)の差額(C)	(C)の1/4(D)	税額(B)+(D)
48	円	10,710	円	円	10,710
49	35,920	10,710	25,210	12,600	23,310

②法人分

年度	評価額に基づく税額(A)	宅地等負担調整税額(48年)(B)	差額(C)(A-B)	減額分増額分(D)	税額(B+D)
48	35,920	10,710	25,210	16,800 8,400	19,120
49	35,920	10,710	25,210	16,810	27,520

*48年度評価額2,566,000円、課税標準額765,354円とした場合の例です。

宅地の評価替えによる税負担の例

3.3㎡(坪当り)

項目	38年度 評価額(A)	48年度(B) 新評価額	倍率	負担調整率	47年度	48年度	増えた税額	
					税額 (坪当り)	税額 (坪当り)	月額	年額
千代田町	14,071	227,452	16.1	固定 1.3	1,076	1,399	33	406
四丁目				都計	371	454		
箱田町	275	15,097	54.8	固定 1.4	36	50	16	26
145~9				都計	18	30	2	
元総社町	272	18,834	69.2	固定 1.4	35	49	14	31
2338				都計	20	37	2	
三河町	2,545	38,163	14.9	固定 1.3	194	253	59	85
一丁目				都計	50	76	26	
六供町	705	15,251	21.6	固定 1.3	53	70	17	30
220~1				都計	17	30	2	
城東町	3,804	99,544	25.9	固定 1.4	404	566	162	176
三丁目				都計	185	199	14	
紅雲町	2,753	66,750	24.2	固定 1.3	290	377	87	146
二丁目				都計	74	133	59	

固定資産税

市税条例が一部改正に

固定資産税の免税点引き上げ
昭和四十一年以来据え置かれていた「免税点」が、大幅に引き上げられました。

改正の要点

五十年度までの三年間にわたって新しい税負担の大幅な変化を緩和するための「調整措置」を設けることになりました。

土地については、従来八万円であったものが十五万円未満に、家屋については従来五万円が八万円未満に、償却資産については三十万円が百万円未満にと、それぞれアップされました。

一の額を減額します。(別表・法人分参照) ②個人所有の宅地等は昭和四十八年度は従前の「負担調整措置」を継続し、昭和四十九年度は評価額に基づく税額と昭和四十八年度の「宅地調整税額」との差額の二分の一の額が減額されます。(別表・個人分参照)

一未済の場合は、五割が住宅用地扱いになります。敷地の限度は十倍以内です。

住宅用地の認定

住宅用地の認定については、次のように取り扱うこととなりますが、詳しくは追って申告時に該当者へ説明資料を配付する予定です。

免税点の引き上げ 住宅用地に減額措置

宅地等の「評価替え」実施

3年ごとの
基準年度

住宅の認定

①住宅に該当するかどうかは、一個の家屋ごとに判断されます。この場合、原則として一棟の家屋をもって一個の家屋とします。

②物置、納屋、土蔵など付属的な家屋については、本体の家屋と効用上一体として利用される状態の場合、一個の家屋に含まれるものとされます。

③人の居住の用に供するものとは、一定の人が、継続して居住の用に供していることをいいます。

④一月一日の賦課期日現在、現に人が住んでいない家屋については、当該家屋が構造上住宅と認められる場合には、住宅として取り扱います。この場合、併用住宅の居住部分についても、同じ扱いになります。

本年度の固定資産税

不当な地代・家賃の値上げは自粛を

この結果、本年度の固定資産税は、別表の「宅地の評価替えによる税負担の例」とおり、各地域で異なりますが、税アップ額は千代田町四丁目の例で年間四百六十六円、六供町で三十三円増にとどめられています。

このため、市では評価替えによる税アップを理由として、地代・家賃の引き上げについては、建設・自治事務次官通達も出されているとおり「不当な引上げは厳に自粛するよう」関係者のみなさんの理解と協力をおねがいいたします。

宅地等に対する負担調整措置の調整率(固定資産税)

上昇率	負担調整率
3倍未満	1.1倍
3倍以上8倍未満	1.2倍
8倍以上25倍未満	1.3倍
25倍以上	1.4倍

昭和48年度分評価額により求められます。上昇率は昭和38年度分評価額

7月の納期

固定資産税 第2期
納期限は7月31日までです。お早めに納付してください。

負担調整措置

宅地等に対する固定資産税の負担調整措置は別表のとおりです。

昭和三十八年度の評価額と四十八年度の評価額とくらべ、この十年間に二十五倍以上となったところは、一・四倍以上、八倍以上二十倍以上未満のところが一・三倍、三倍以上八倍未満のところが一・一倍、二倍、三倍未満のところが一・一倍と、それぞれ負担調整率がきめられ、税の急激な上昇とならないよう配慮されています。

なお、都市計画税についての負担調整措置は、昭和四十五・四十六年度から適用されてきましたが

□国保税納税通知書発送は八月中旬に新しい税率による本算定の納税通知書は、八月中旬に納税義務者である国保被保険者世帯主にお送りしますから、よろしくおねがいいたします。(保健課)

□所得税第一期分の納税は七月三十一日まで、七月は所得税第一期分の納税月。納税額は六月中旬税務署から通知されていますので、お忘れなく納税を。なお、納税の際、電話料やNHK受信料の払込みと同じように「振替納税制度」を利用されると便利です。この制度を新しく利用される場合の手続きは、税務署か金融機関の窓口でご相談を。(前橋税務署)

夏休みを楽しく

規則正しい生活をしよう

市立の幼稚園、小・中学校、養護学校は七月二十一日から八月二十四日まで、女子高校は七月二十一日から八月三十一日まで、それぞれ「夏休み」になります。

「夏休み」は、子どもが心身の休養をとりながらも、長期の休養でなければできない。いろいろな生活経験や学習をつまらせる有効な時期です。

しかし、学校での直接的な指導からはなれるので、ともすると生活が不規則、放縦におちいりやすくなります。

長い「夏休み」を意義あるものにするためには「計画性のある生活」「規則正しい生活」をするかしないかにかかっています。そのため着眼を考えてみましょう。

●自分で計画をつくる

学年や年齢、能力により、また学校の指導により形式や内容は異なりますが、最もたいせつなのは計画を自分でつくり、それを実施することによる満足感です。

計画をつくるにあたっては、①よくばったり、むりな計画をしない②趣味や長所を生かす③家族の一員としてのしごとを分担するなどです。

いかにすると、家族の一員として自分で自分の生活を正しく規制することといえます。

●健康増進・事故防止を

夏は体力の消耗がはげしいのでつねに健康の保持増進につとめましょう。

早寝早起き、暴飲暴食をつつしみたいものです。また、四・五月の健康診断によって診断された病



水の事故・交通事故もこの期間に多い

現地では、環境の美化への協力を考えたいものです。

●夏休み中のアルバイト

経済事情など、やむを得ない場合をのぞいて、さしひかえることがよいようです。やむを得ずアルバイトを希望する場合は、必ず学校へ届け出て、定められた手続きをすることが必要です。

防ぎたい水の事故

ボク、あぶないよ——愛のひと声を

○：つゆがあげ、太陽の照りつける本格的な夏のおとずれももう間近か。夏は子どもたちにとって待ちかねた水泳シーズンです。海やプールでの水泳、あるいは魚釣りなど、子どもにとっては、楽しい遊びがたくさんあります。しかし、子どもを持つみなさんにとっては心配の多い季節でもあります。それは水による子どもの事故が、いかに多いからです。

○：子どもは遊びの天才といわれ、おとなの思いつかない危険な遊びを、平気でやってみます。川べりでの遊び、水遊びなど子どもたちの危険なおとし穴がいっぱいあります。

○：昨年は県下で四十五人の水の犠牲があり、その半数以上がかわいさかりの子どもたちでした。とりかえしのつかない、悲しい数字です。

○：子どもを水の犠牲から防ぐ注意事項のいくつかをあげてみましょう。

まず、子どもがひとりでも川や池などへ行かないように、ふだんからわかりやすく、よくいってきかせることです。遊びの天才、冒険好きなど、遊びに夢中になると、親の注意などすぐ忘れるものです。子どもの遊びについてはよくよく注意しておきましょう。



水のシーズンも間近か、プール掃除の桂董東小のよい子たち。

また、プールや海での水泳には必ず保護者がつき添って行きましょう。そして、もし危険な場所で見かけたら、わが子、ひとの子の区別なく、ぜひ「愛のひと声」をかけて注意してください。

を防ぐポイントを、みんなで考えて実行しましょう。

●家庭での注意

- ①とくにお母さんは、子どもが出かけるときは、一声かけて注意のことは忘れずに。
- ②子どもには、安全な遊び場をえらんで、そこで遊ばせるようにしましょう。家が近くだからといって安心しないように。
- ③とび出しの危険なことや、道路を渡る時の注意などは、具体的に教え込むことも必要です。
- ④小さい子どものひとり歩きの事故も多く起っています。手を引くなどして、安全に——。
- ⑤自転車の正しい乗り方、安全な乗り方を指導することもたいせつ。まず、お父さんやお母さんが模範を示すように——。

●運転者の注意

- ①長くドライブするときは、たびたび適当な時間に休憩をする。
- ②疲れていたら運転しないことが安全。徹夜、夜ふかしも厳禁のひとつ。
- ③速度の出し過ぎ、無理な追越しなどの無謀な運転、飲酒運転は絶対にしない。
- ④ヘルメット、座席ベルトの着用を励行する。
- ⑤子どもや年よりの近くを通過するときは、じゅうぶんに注意を。

●運転者を管理する人の注意

- ①過労などで正常運転ができないうおそれのある人には、車を運転させない。
- ②病氣、飲酒、その他の理由で安全運転ができないかどうかをじゅうぶんに確かめたいうえで、安全運転に必要な指示をする。
- ③無理な運行計画は立てない。

夏の交通事故防止運動

7月21日～8月31日

県交通対策協議会では、七月二十一日から八月三十一日まで「夏の交通事故防止運動」を実施します。夏は、子どもたちが夏休みのため解放的になるとともに、暑さなどから疲労、いねわり運転が多くなる、これらが原因で事故が多く起っています。

そこで、この期間中の交通事故

●水の事故防止を

プール以外の水泳は危険がともないです。また、バイクなどの無免許運転や自転車による事故も忘れられないことです。交通規則についても話しあいましょ。

●危険な遊びはやめる

危険な花火、2B弾などの道具、シンナーなどのすいみん薬遊びは絶対にさせないようにしまし

楽しい夏休みも、もうすぐです。

●レクリエーションは

登山、キャンプ、海浜、高原学校の実施は、経験にとんだ指導者と同行すること、学校にあらかじめとどけることが必要です。また

よ。そのほか、夜間外出、好ましくない環境への立ち入りなどは非行のはりになることが多いのでよく注意しましょう。

の横断」と「とび出し」が多いこととです。また、バイクなどの無免許運転や自転車による事故も忘れられないことです。交通規則についても話しあいましょ。

児童文化センター 夏休み特別行事案内



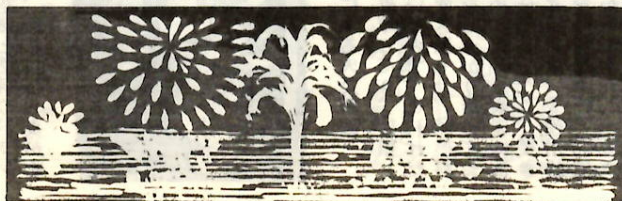
小中学生のみなさん、もうすぐ夏休みです。いろいろと楽しいプランをたてていきましょう。ことしも児童文化センターの学習教室に参加してみませんか。たのしいふんいき、ためになる自由研究、——学習に役立つ内容でいっぱいです。

7 1973 月 8 月

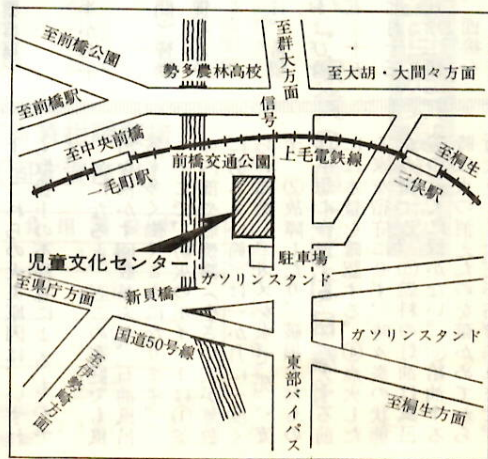
教室名	内 容	期 日	時 間	対 象	定 員	申込み受け	講 師	備考 (参加者が用意するもの)		
親子造形教室 絵日記をかこう	絵日記のかきかた、まとめかたを親子で学習しよう。	7月1日(日)	午後1.30	小学生と親	各回とも	6月24日~	丸橋有象 (附属小)	8つ切画用紙3枚、新聞紙2枚 中字用サインペン、パスまたはクレヨン、水彩絵の具、画板		
		7月8日(日)	~3.30		40組	7月1日~	塚田秀雄 (城南小)			
		7月22日(日)	午前9~11		80名	7月15日~	宗 幸子 (敷島小)			
化学教室 水溶液の性質	水のごれをしらべたり、木の葉などをつかって、そめものをしよう。	7月1日(日)	午後1.30 ~4.00	小学4年生 ~中学生	30名	6月20日~	斎藤康之 (七 中)	たまねぎ、つばきなどの葉、そめるハンカチ、実験のできるしたく		
自転車の安全な りかた指導と検定	正しい交通のきまりや、安全な自転車ののり方をみにつけよう。	7月8日(日)	午前9~11	小学4年生 ~中学生	60名	7月1日~	指導と練習7日(土)	筆記用具、ぼうし、ハンカチ		
8月2日(休)	午前9~11	60名	指導と練習1日(水)							
物理教室	トランシーバー	トランジスター2石のトランシーバー(発信機)をつくり、発信してみよう。	7月8日(日)	午前9時 ~午後4時	小学5年生 ~中学生	40名	6月20日~	山本堯雄 (三 中) 長竹恒佑 (附属中)	教材費 500円 持っている人は、FMラジオ	
	写 真 機	あき箱をつかって写真機をつくり、写真をうつしてみよう。	7月15日(日)	午後1時 ~4時	小学5年生 ~中学生	30名	7月7日~	高橋 明(二之宮小)	化粧品をあき箱など、立方体に近い箱、カッター、のり	
童話教室 楽しいお話をきこう	"へびのやくそく" "うそ"	7月22日(日)	午後1.30 ~3時	園児~小学生	60名	7月14日~	中島研六 (童話家)			
	"赤いねこ" "耳なし芳一"	8月26日(日)	60名		8月18日~	村田康男 (養護校)				
親子理科教室	色 ぞ め	花や木の実をつかって、色ぞめをしよう。	7月25日(休)	午後1.30 ~4時	小学1. 2.	20組	7月18日~	青柳武子 (広瀬小)	花や実、そめるハンカチ、実験のできるしたく	
	石 あ つ め	バスで川へ行き、いろいろな石を集めよう。	8月23日(休)	午前9時 ~11.30	3年生と親	20組	8月18日~	青柳武子 (広瀬小) 橋本 清 (桂東小)	ぼうし、すいとう、石をいれるもの	
手芸教室 楽しいインテリア	アンダリアをつかって、美しいかごや手さげなどを作ろう。	7月26日(休)	午前9時 ~11時	小、中学生 (小学生は親子でもよい。)	30名	7月19日~	石川喜美枝 (日本手芸チェーン)	工作用はさみ、ものさし、筆記用具、持っている人は、とじ針、かぎ針(3号~7号) 材料費		
生物教室	あ り の 生 活	ありの巣箱をつくって、生活のしかたを観察しよう。	7月26日(休)	午前9時 ~11時	小学4年生	30名	7月18日~	栗林夏樹 (荒砥中)	カッター、あり5、6匹き、筆記用具、教材費50円	
	け ん び 鏡	けんび鏡をつかって、花粉、せんい、水中の虫などを見よう。	8月17日(日)	午前9時 ~11時	~中学生	30名	8月8日~	青木純郎 (三 中)	自分がけんび鏡で見たと思うもの。	
夏休み 写 生 会	児童文化センターや公園の涼しい木かげで、夏の風景を写生しよう。	7月27日(日)	午前9時 ~11時	小、中学生	60名	7月20日~	今泉充司 (附属小)	写生できるしたく、ぼうし、画板、パス・えのく等の描画用具画用紙		
天文教室	夏の星座を見にいこう	バスにのって、赤城南面に行き、きれいな空に、夏の星座を見よう。	7月28日(出)	午後6時 ~8.30	小学4年生 ~中学生	40名	7月18日~	石原 桂(大根小)	星座早見盤、赤いセロファンをかぶせた懐中電灯、持っている人は、双眼鏡、星図	
	太陽の黒点を見よう	太陽の表面はどうなっているのだろうか。望遠鏡でのぞいてみよう。	8月2日(休)	午後1時 ~4時	(夜間の小学生の送迎は、父兄の責任で行なってください。)	60名	7月25日~	設楽善昭(下川湖小)	筆記用具、コンパス、定規、分度器	
	木星を見よう	木星の表面はどうなっているのだろうか。望遠鏡でのぞいてみよう。	8月25日(出)	午後6.30 ~8時	60名	8月15日~	土屋清喜(元総社小)			
気象教室 天気図をかこう	天気図を書いて、天気予報その他について学習しよう。	8月1日(休)	午前9時 ~午後4時	小学4年生 ~中学生	40名	7月22日~	茂木和夫 (气象台) 植原昌男	筆記用具、教材費50円		
夏休みの工作 まわりどうろうを作ろう	夏の風物詩「まわりどうろう」を作りまわりに絵をかくて仕上げよう。	8月10日(日)	午前9時 ~11時	小・中学生 (小学生は親子でもよい)	40名	8月1日~	宇津木伸一(桃川小)	はさみ、カッター、セメダイン、コンタクト、絵の具、はがき大の木の板、材料費50円		
子ども映画会	・まんが「わらしべ長者」・「水泳」 ・「道路のよこぎりかた」 ほか	7月15日(日)	午後1.30 ~3時	定例学習日	教室名		7 月		8 月	
	・まんが「七つ星」・「赤い井戸」 ・「信号をたしかめて」 ほか	8月19日(日)			児童文化センター合唱団	1日 8日 15日 23日	6日 13日 20日 26日			
子ども レコードコンサート	・名指揮者 カラヤンの音楽「軽騎兵序曲」「ハンガリア舞曲」ほか	7月15日(日)	午後3時 ~4時	定例学習日	英 会 話 教 室	7日 21日	4日 18日			
	・オーケストラのしくみ 「剣の舞」「フィンランディア」ほか	8月19日(日)			演 劇 教 室	1日 15日	6日 20日			
特 別 展 児童生徒図画作品展	・敷島小学校 ・広瀬小学校	7月1日(日)	3階展示室 ならびに各 階段パネル	定例学習日	子ども無線教室	8日 14日	11日 25日			
	・第七中学校 ・芳賀中学校	7月30日(日)			7 月 北 極 の 太 陽	8 月 月 と く ら し				
	・元総社小学校 ・細井小学校	8月1日(休)								
	・大室小学校 ・第二中学校	8月31日(日)								

受講料はいりません。各教室とも、定員になりしだい締め切りますのでお早めに申し込んでください。申し込みとお問い合わせは直接または電話(24-2548)で児童文化センターへどうぞ。

●児童文化センターの場所
西片貝町528番地 東武南部循環バスで
電話 24局2548 交通公園前下車



児童文化センター、交通公園とも
毎週火曜日と、月曜日午後がお休みです。



生活にお困りのとき

保険料免除制度が

申請は7月15日から31日まで

国民年金

国民年金保険は、強制加入者の場合、生活がいちじるしく困難なときは保険料を免除する制度があります。

この制度は、保険料を納めなくても老令年金は三分の一、不幸にして障害者になった場合は、保険料を納めている人と同じに障害年金や母子年金が支給されます。

免除には、法定免除と申請免除があり、法定免除は①国民年金の障害年金や福祉年金を受けているとき②生活保護法による扶助を受けているとき③国立の保護施設に入っているときなど、申請免除は①所得が少ないため、保険料の納付が困難なとき②長期療養のため

多額の医療費を支払っているとき③災害等特別の事情があるときなどですが、この免除申請の手続きをしないままに保険料を滞納すると、まもなく年金が受けられなくなり、免除の申請手続きは、七月十五日から七月三十一日まで、国民年金手帳(四十七年度免除の人は市で保管しています)印かん・固定資産税納税通知書(固定資産のある人)国民健康保険証をもって市役所三階国民年金課(城南地区の人は城南支所)へ届け出てください。この申請の手続きは法定免除は初年度ですが、そのほかの人は毎年度更新していただきます。

みんなの力で

明るい社会づくりを

7月「社会を明るくする運動」月間

七月一日から一か月間にわたり第二十三回「社会を明るくする運動」がはじまりました。この運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、みなさんの力で犯罪のない明るい社会をつくらうという全国的な運動です。

今年度は、青少年の非行防止のための地域活動の促進を重点目標として、前橋市では、「非行のない社会をあなたの愛の手で」「みんなできずこり明るい前橋」のふたつを合言葉に、保護司会、更生保護婦人会、B・B・S会など三十七団体が協力して運動をくりひろげます。

この月間中、市では保護司会、更生保護婦人会、B・B・S会などの団体で、刑務所、少年院、女子学園、学院等の慰問をしたり、

職親との座談会や映画会を開くことにしています。

なお、免除された人は、将来年金を受給する場合、減額されますので、生活に余裕ができたときは十年前(免除された期間)までさかのぼって、当時の保険料を追納することによって、全額納めた人と同じになることができます。

市民敬老号へどうぞ

おたのしみ旅行の会員募集
市では、おとしよりの慰安と親睦をはかるため、第二回「市民敬老号おたのしみ旅行」を実施します。

Aコースが「秋の磐梯温泉と国立公園めぐり」で、九月二十七日二十八日、募集人員は六百名、経費は概算九千円。
Bコースが「常磐ハワイアンランドと照島ランド」で十月五日・六日、募集人員は六百名、経費は概算六千七百円。
Cコースが「伊豆みかん狩りと熱川温泉」で、十一月五日・六日の両日、募集人員は五百五十名で経費は概算八千八百円。

参加希望のかたは七月一日から

戸籍謄抄本が70円に

政令改正で7月1日から

六月十五日戸籍手数料令(昭和二十四年政令第一四一號)が改正され、七月一日から全国いっせいに戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍に関する証明等の手数料が、次のように変わりました。カッコ内は旧手数料。

▽戸籍簿・除籍簿の間覧1戸籍につき70円(50円)▽戸籍または除籍の謄本および抄本1枚につき70円(50円)▽戸籍または除籍の記載事項についての証明1枚につき70円(50円)▽婚姻届等の受理または届書、その他の書類の記載事項の証明書の交付1枚につき70円(50円)▽上質の用紙を使った婚姻届受理証明書1枚につき500円(400円)
郵便などで戸籍謄本等を申し込まれるときは、料金が不足にならないよう、ご注意ください。
なお、このことでお問い合わせの場合は、市役所市民課戸籍係(電話24局一一一内線三三五・三四七)または城南支所住民係(電話68局二一一三)へ。

前橋七夕祭り

7月14日・15日・16日・17日



中央児童遊園七夕祭り夜間開園
7月15日(日)午後9時まで

いよいよ本格的な夏型を迎え、アメヒトが猛威をふるう季節となつています。いま、アメヒトをそのまま放置して置くと、八月からの第二世代は手がつけられなくなり、ミドリをかたばしから喰い荒してしまつておそそまします。

アメヒト防除は共同で

ばって摘みとりできないときは、薬剤による防除しか方法がありません。この場合は共同で、徹底して実施することが効果的です。アメヒトは、自分の家の樹木を喰いつくすと、隣りの家の木に移動していきます。みんなに迷惑がからぬように、自分の家の樹木は自分で見まわり、責任をもつて防除の徹底をおねがいたします。

市職員募集

上・中級職採用試験

市では、四十八年度職員採用上・中級試験を次のとおり行ないますから、ふるって応募ください。

□上級試験

職種および採用予定人員は、①行政(事務職員として、一般行政事務に従事する職務) 〓若干名。②土木・建築(技術職員として、技術的業務に従事する職務) 〓若干名。

受験資格は、前橋市内に居住する人。ただし、進学のため本市から転出し、卒業後本市に居住予定の人を含みます。市役所までの通勤時間が、片道一時間以内の地域に住んでいる人で、昭和十九年四月二日から二十七年四月一日までに生まれた男子。学歴は問いませんが大学卒業程度の学力を必要。

□中級試験
職種および採用予定人員は、①行政(一般行政事務を補助する職務) 〓若干名。②土木・建築(技術的業務を補助する職務) 〓若干名。

受験資格は、前橋市内に居住する人。ただし、進学のため本市から転出し、卒業後本市に居住予定の人。土木・建築受験者は、市役所までの通勤時間が片道一時間以内の地域に住んでいる人を含む。

昭和二十一年四月二日から二十九年四月一日までに生まれた男子で、学歴は問いませんが短大卒業程度の学力を必要。



石油風呂釜による火災原因と防火のポイント

〔石油風呂釜〕

石油風呂釜は経済的で使用法も簡単なことから、市内でも普及率が高いようです。しかし、それと同時に火災も年々ふえ、昨市内で十五件も発生し、火災原因の第二位にのぼっています。これらの原因をみると①燃料パイプにヒビが入って、漏れた灯油に引火した。②石油風呂釜の内部に多量のスズが付着したまま使っていたため、空気と燃料のバランスが悪くなり、焚き口から炎が吹き出した。③故障したり、破損したまま使っていたので、こわれた部分から炎が吹き出した。④燃料タンクの口金をしっかり締めつけておかなかったため、灯油が異常に流れ出て、不完全燃焼となり、焚き口から炎が吹き出した。⑤使用状態のまま灯油をつぎ出した。⑥風呂桶の水を確かめず点火し、カマダされた。これらの火災原因は、いずれも取扱上の不注意によるものです。



石油風呂釜による火災事故

夏になると、どこの家庭でも風呂を沸かす回数が増え、石油風呂釜も多く動かすことになり、そこで、防火のポイントは①釜の内部や燃焼筒(小さい穴が無数にある丸い筒)は一月に一度くらい掃除したり、破損したものは早急に修理する。②点火する前には水量を確認する。③点火したら家を留守にせず、時々炎の状態を点検する。④燃料の灯油は風呂釜の近くに置かない。⑤給油する時は火の消えたのを確かめしてから行なう。などがあげられます。

忘れずに受けましょう

3 歳児検診

7 月 10 日から 9 月 21 日まで



三歳になると、からだも心も発達し、運動も活発になります。今までの赤ちゃんから脱皮し、家庭から社会への第一歩をふみだす人格形成の基礎になるたいせつな時期です。市では、次のおり検診を行ないますから受診してください。

- 7月10日(火) 朝倉団地公民館(朝倉団地全域) 午後
- 7月10日(火) 文京町三丁目公民館(午後)
- 7月17日(火) 18日(水) 広瀬コミュニティセンター(広瀬団地全域、後閑町、山王町、西善町) 午前、午後
- 7月19日(木) 上川淵公民館(上佐島町、棚島町、下佐島町、宮地町) 午前、下川淵公民館(下川淵地区全域) 午後
- 7月20日(金) 芳賀公民館(芳賀地区全域) 午後
- 7月24日(火) 桂萱小学校(三俣町、下沖町、上沖町、上泉町、幸塚町) 午前、午後
- 7月27日(金) 天川大島町原町公民館(天川大島町原町地域) 午後
- 7月31日(火) 桂萱東小学校(石岡町、堀之下町、亀泉町、堤町、萩窪町、江木町) 午後
- 8月7日(火) 総社公民館(総社地区全域) 午前、午後
- 8月10日(金) 桃瀬小学校(西片貝町、東片貝町) 午前、午後
- 8月14日(火) 清里公民館(清里地区全域) 午後
- 8月15日(水) 駒形小学校(駒形町、中内町、東善町) 午後
- 8月16日(木) 17日(金) 元総社公民館(元総社地区全域) 16日は午前、午後、17日は午後
- 8月21日(火) 22日(水) 東公民館(東地区全域) 午前、午後
- 8月24日(金) 永明公民館(天川大島町原町を除く永明地区全域) 午後
- 8月28日(火) 29日(水) 南橋公民館(上細井町、上小出町、

- 竜蔵寺町、青柳町、荒牧町、日輪寺町、川端町、田口町、関根町、川原町) 午前、午後
- 8月29日(水) 30日(木) 城南母子センター(城南地区全域) 午後
- 8月30日(木) 西岩神公民館(岩神町一・二丁目) 午前、敷島公民館(岩神町三・四丁目、敷島町、緑方丘町) 午後
- 8月31日(金) 芳賀公民館(千代田町三・五丁目、三河町一・二丁目) 午後
- 9月5日(水) 6日(木) 前橋保健所(国領町一・二丁目、若宮町一・四丁目、下細井町、北代田町、下小出町) 午前、午後
- 9月7日(金) 萩町公民館(昭和三三丁目) 午後
- 9月11日(火) 朝日町第一公民館(朝日町一・四丁目) 午後
- 9月14日(金) 寄居稲荷(日吉町一・四丁目) 午後
- 9月18日(火) 一毛町公民館(城東町一・五丁目) 午後
- 9月19日(水) 蔵島神社(大手町一・三丁目、紅雲町一・二丁目) 午後
- 9月20日(木) 中央公民館(平和町一・二丁目、住吉町一・二丁目、千代田町一・二丁目) 午後
- 9月21日(金) 表町公民館(本町一・三丁目、表町一・二丁目) 午後

各種検診日

- 母子健康相談
 - 7月9日(月) 芳賀、桂萱、南橋、永明各公民館
 - 7月12日(木) 南町四丁目公民館
 - 7月13日(金) 東、元総社、清里各公民館、広瀬団地第三集会所
 - 7月20日(金) 総社公民館
 - 7月25日(水) 朝倉団地、下川淵公民館、駒形会談所
- ：時間は、いずれも午前10時から午後3時まで。ただし、南町四丁目公民館は午前9時から正午まで。家族計画相談も同時に行ないます。
- 保健所の健康相談
 - ①乳幼児健康相談 第一週金曜日(午前9時～11時、一か月～四か月児) 第二週金曜日(午前9時～11時、特別相談は午後1時～3時) ②一般健康相談・療養相談 毎週月曜日(午前9時～11時)
 - 医師会育児相談 7月11日・25日 群馬メディカルセンター三階育児相談室で、乳児を対象に。受付時間は午後1時30分から3時30分まで。
 - 電話による精神衛生相談 7月7日、14日、21日、28日の各土曜日午前9時から12時まで。相談担当医は前橋保健所嘱託の国友医師(電話31局七七二)です。
- 先天性股関節脱臼検診 7月11日・7月26日、市水道会館ホールで。受付時間は午後1時30分から午後3時まで。該当者は昭和48年4月中に生まれた乳児。検診担当は前橋市医師会整形外科医師。先天性股関節脱臼とは、一関節が生まれつきはずれている状態をいいます。外傷による脱臼と違い、股関節の運動が自由自在で、痛みも、はれも全くありません。このため外見だけでは、なかなか発見が困難です。これを知らずにいると成長して歩くようになつてから「ビッコ」をひくようになり、気がついたときは遅すぎる状態です。早く発見し、早く治療すれば完全になおるものです。生後3か月の乳児を対象に、毎月検診します。お忘れなく受診を。
- 心配ごと相談所 7月6日・13日・20日・27日の午後1時から4時まで住吉町二丁目市母子福祉センター。
- 集団献血 7月1日から31日まで、愛の血液助け合い運動月間です。市では、7月17日(火)午前9時30分から午後3時まで、城東町三丁目公民館、7月28日(土)午前10時から午後4時まで、前三百貨店前歩道で集団献血を行ないますからお出かけください。

赤城林間学校のキャンプ場利用案内

キャンプ場利用案内

市では、赤城林間学校(改築中)の東に教育キャンプ場を設けて、みなさんのご利用を、お待ちしております。

標高千三百メートルのこのキャンプ場は、涼しく、自然環境が豊かです。青少年や一般グループの野外活動の場として活用してください。ただし、七月二十一日から八月十九日まで、各地区の子ども会キャンプが予定されています。

利用の対象は、前橋市と富士見村の青少年。管理棟、炊事場、便所等を備え約百五人を収容できます。開設期間は、七月、八月の二か月間です。利用者は、あらかじめ赤城林間学校(電話31局一五二一内線二二七)で予約してください。

青少年のための

少年科学教室

県婦人青少年センター主催、市

教育委員会後援で「少年科学教室」を開きます。「動物の生態とその研究」をテーマにカエル、ネズミなどのからだや生態についての実験を中心とした勉強をします。七月八日午前九時から正午まで、婦人青少年センターで、小学校五年生以上中学二年生百人を対象。講師は太田市南中教諭の長谷井裕さん。

申し込みは各学校の先生へ。問い合わせは婦人青少年センター(電話32局二六六)へどうぞ。

勤労青少年

ボウリング大会

市勤労青少年ホームでは市商工労働事務所と共催で「勤労青少年の日」を記念して、七月二十二日(日)午前八時半から大友町の第三中央ホールで「勤労青少年ボウリング大会」をひらきます。市内の工場・商店・事業所で働く二十歳以下の人が参加できます。定員は先着百六十人まで。申込みは五日から十五日までに大友町の勤労青少年ホーム(電話52局〇五〇

〇)へ。参加費は二百円。出場者全員に参加賞。他に賞品あり。

七月の「生活教室」

身近な消費生活問題をみんなが考える「生活教室」が、七月十八日午後一時三十分から県消費者生活センターで開かれ、「くすり」と健康をテーマに、群大医学部教授田所作太郎さんの講演があります。

受講者は、市社会教育課(電話32局六五三八)へ。先着百人で締め切り。

広場

老人施設を慰問

去る六月三日、亀泉町にある特別養護老人ホーム明風園に、成勢のいい八木節音頭が鳴りわたり、施設で寝たきりのお年寄り百二十四人をよこせました。

地域のために役立つ奉仕活動を進めようというこころの活動方針にもとづいて、桂萱青年団が初めてとり組んだのが、団員得意の八木節による、熱演の八木節に感謝のおとしより



だお母さん方がさっそく注意したのかどうか、とにかく最近の子どもの変化に、職員たちは注意深い関心を寄せています。

芳賀地区

文化財に地区ぐるみで関心

古代住居跡の発掘調査が進められている芳賀地区は、発掘作業に地元の人たちが参加していることもあって、このところちょっとした「文化財ブーム」。

先月のはじめに、芳賀小学校PTA(宮内禎一会長)が「芳賀地区の史跡」と題した勉強会もつたほか、高齢者の明寿大学芳賀地区教室も「桂正田遺跡について」をとりあげ、専門家の説明を聞きました。

また、芳賀小学校でも、この地域の昔のようすや、文化財保護の大切なことなどを、先生が朝礼の時などに話をしていて、文化財への関心が地区ぐるみで急速に高まりつつあるようです。

「お借りします」を

「変わってきたんです、たしかに。」

「ありがとう」

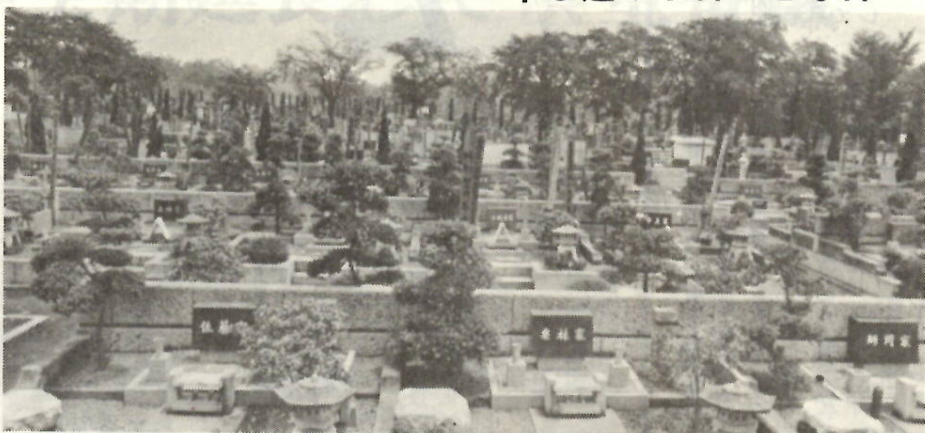
「ありがたう」が聞かれるように

墓地がほしい人へ

墓碑付墓地 募集 墓地区画 募集

— 申し込み 7 日 ~ 20 日 —

市では昭和四十八年度墓地造成事業として亀泉霊園内に墓碑付墓地五十区画と区画墓地五十区画、合計百基を造成します。本市の住民で、①いま遺骨を持っていて埋蔵する墓地に困っている人②墓地はあるが遠隔地等の理由で新たに墓地を求める必要がある人は、一世帯一基に限り申し込みます。



亀泉霊園の墓碑付墓地

墓碑付墓地は建設費が二十万円、墓地使用料五万円、管理料九百五十円、あわせて二十五万九千五百円です。区画墓地は墓地使用料五万円、管理料九百五十円、あわせて

お宅のワンちゃんは

登録と注射もれてませんか

ことし春の犬の登録と狂犬病予防注射は、四月～五月に実施いたしました。市内で九千頭のワンちゃんが、登録と注射を済ませました。お宅の犬は、お済みでしょうか。もし、万が一洩れている場合は、近所の獣医師か保健所で済ませてください。前橋保健所では、登録済みのワンちゃんのために、次の三日間、登録と注射を臨時に行ないます。

7月14日(土) 午前9時～11時
8月11日(土) 午前9時～11時
9月8日(土) 午前9時～11時
料金は一頭につき登録料三百円、注射料四百円、計七百円です。
犬は正しい愛情で、正しく飼育し、出して下さい。

ましよう。正しい飼いかたのポイントは――
①昼夜を問わずつないで飼う。
②犬は朝と夕がた、運動させましょう。
③犬のけい留と運動ができません。犬を飼うことをあきらめましょう。
④運動の際の犬の大便は、飼い主が移植コテ(手シャベル)を使って袋に入れて処理しましょう。道路、公園を汚さないように。夏に向ってハエやウジが出ますから、他人に迷惑をかけるないようにしましょう。
不用犬は捨てないで
毎週火曜・金曜日、午前九時から十時までに、前橋保健所へお連れください。無料で引き取っていただきます。



またたかいころ

めす犬の避妊手術
市ではめす犬の避妊手術をすすめています。避妊手術をした犬には報償金三千円を交付します。希望者は市役所衛生課または前橋獣医師会の獣医師にご相談ください。
野犬捕獲箱貸し出します
近所にいる野犬や放し飼いの犬で困っているかたに、最新式の捕獲箱を無料で貸し出します。希望者は市役所衛生課防疫係(電話241-111内線二八三)へお申し出ください。

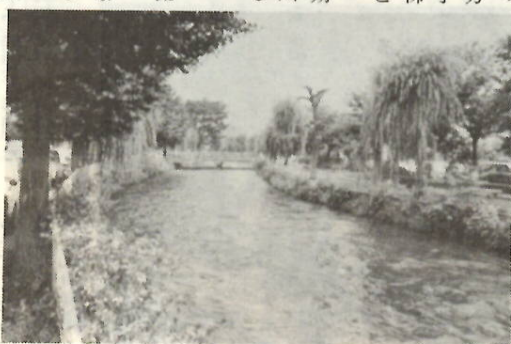
□金鶏島二羽 上泉町三、四六二の三、城田重利さんから市営公園内の野鳥園へ。
□しらかば二十本、れんげつじ三株 前橋放送局開局40周年記念として前橋放送局(久保誠二局長)から元総社町稲葉地内緑地に記念植樹。
□児童公園指導板百二十枚 荻窪町四一五、前橋ガーデニングクラブ(今井昭男代表)から各児童公園の指導ラベルとして。

詩のいっしょさよ・前橋

萩原朔太郎 ①

広瀬川白く流れたり

広瀬川の風物は四季とりどりに、さまざまなるどりをみせてくれる。水の色、流れの速さ、どれもが詩情をそそる。上流の柳原発電所あたりまでは、流れの足が最も激しく、ダイナミックでさえあるが、神明神社の北側、柳橋(千代田町一丁目)附近からは落ち着いた流れに変わり、この川特有の抒情をたたえている。ことに近年、「広瀬川遊歩道」が整備されてからは、ずつと下流の久留万橋(城東町三丁目)にかけて柳の風情がみごとである。
詩人萩原朔太郎は、この川をこよなく愛した。
広瀬川白く流れたり
われの生涯
(らいお)を釣らんとして過去の
の川辺に糸をたれし
ああかの幸福は遠きにすぎざり
ちひさき魚は眼(め)にもとま
らず。
「広瀬川」
とうたっているが、この詩をき
ざんだ碑が建てられたのは、昭和
四十五年五月であった。国道十七
号線にかかる鷹橋(うまやばし)の
ほとりである。
碑を訪れた日は、よく晴れた初
夏の午後であった。橋のたもと
の木の下に、「萩原朔太郎詩碑
広瀬川」という標識が立っていた。
緑地帯の植込はうっそうとして
いたが、碑面がわずかに顔をのぞ
かせているので、遠くからでも
すぐにはわかった。近づくとも



詩情を呼ぶ広瀬の流れ。

人の女学生が拓本(たくほん)をとっていた。「どちらからみえたか?」と訪ねると、「埼玉県の深谷からです」と元気のいい声がかえって来た。彼女達はしばらくの間、喜々として詩碑に親しんでいた。ここだけは別天地のように静かだ。川面(かわも)に光が反射して、プリズムのように輝く。石垣に水がはねて涼しい音がかえってくる。桜や柳の葉に風がゆれて、空には夏の白い雲がみえた。もう一度詩碑をながめる。黒みかげ石に、白い文字がくっきりと浮き出している。この詩が書かれたのは朔太郎三十七歳、大正十一年の頃である。碑面を左から支えている柱は、かつて、萩原朔太郎生家跡にあった門柱を使用したものである。その萩原家は、いまは跡もなくなっている。

粗大ゴミやキケン物は、六月から荻窪清掃工場で圧縮破砕機にかけて、金属類、ガラス、セトモノ類、プラスチック類などに選別し、これらを埋め立て処理しています。
しかし、この機械の欠点としてキケン物の中に、紙袋やダンボールなどが混じると、金属類の選別ができなくなり、処理能力が低下します。みなさんのご家庭で、キケン物類を出すときは、紙袋やダンボールに入れないで、名まえを書いた石油カンに入れて出してください。
い。名まえが書いてない石油カンはそのまま処理されてしまいます。
なお、残り灰を出すときは、完全に火を消してからビニール袋に入れて出してください。
絶対によめましょう
キケン物のなかにつけもの石
キケン物といっしょに「つけもの石」を袋に入れて出したら人がいます。
たいせつな機械が故障し、このひとつの石のために多額の修理費と修理期間がかかり、処理ができなくなり、石や砂は各ご家庭の庭に埋めるなどの方法で処理し、キケン物といっしょに出さないでください。

ゴミを出すときのルール

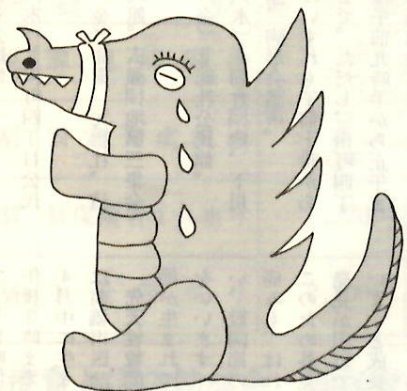
〈名前を書いた〉

キケン物は石油カンで

入れて出してください。発泡スチロール、プラスチック、ビニールは風で飛ばないように、ビニール袋に入れてキケン物収集日に出してください。ダンボール箱は、つぶして縛って一般のゴミ収集日に

粗大ゴミ処理機

怪獣マンモの泣きどころ



テレビ、洗濯機、ビン、カンなどのかたいものが入りません。石や砂には、キケン物類は紙袋やダンボール箱に入れてお出し、処理能力が低下し、消化不良をおこし、処理能力が低下

そういえば、川岸の風景も年々ともなう変わった。家々の形、そこに住む人々の生活、すべてが流れに沿って、「時」の中に消えては浮び、浮んでは消えて行ったのである。だが広瀬川の豊かな流れは、昔も今も変わらない。かわらないどころか、朔太郎の詩魂ともなう、明日に向けて、永遠に流れつづけるにちがいない。